

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大 田 市 長 楫 野 弘 和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)	
地域名 (地域内農業集落名)	朝山地域 (大暮、上谷)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 9 月 19 日 (第 1 回)	令和 6 年 12 月 20 日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大暮地区)

- ・昭和54年～平成2年で圃場整備を終えており、面積は約5haで営農活動を継続している。
- ・多面的事業・中山間事業について、事務の煩雑さなどの事情から第3期(中山間:第3期)を最後に取り組みを辞めている。
- ・高齢化と後継者不足が深刻であり、耕作者不在となった圃場には近隣地区からの耕作者が参入して耕作している。

上谷地区)

- ・昭和54年～平成2年で圃場整備を終えている。公共事業などによる面積減もあって、現在は約5haにおいて中山間集落協定等により連携を取りながら営農活動を進めている。
- ・高齢化と後継者不足が深刻であり、耕作者不在となった圃場については、中山間事業と認定農業者を中心に営農活動を継続している。

- ・両地区とも水稻を主要な生産物としている。次世代が転出した耕作者が多く、機械の更新や後継者の確保が困難なことから、地域農業の将来展望を描くことが難しい。前世代から受け継いだ農地を、同じく受け継いだ機械で耕作している状況であり、高齢化と後継者不足が進むなか、営農の継続について次世代の経営スタイルを模索する状況が続いている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・両地区とも、所有している機械類の状況から、引き続き水稻の生産に取り組んでいく。
- ・耕作者不在の圃場がでた場合、可能な範囲で地域内の耕作者が引き受けているが、兼業であったり機械の能力の問題もあり、近隣エリアからの耕作者の参入など新たな耕作者の確保と育成が必要である。
- ・地域の営農活動の継続に向け、農作業の共同取り組みや機械の共同利用など集団化への検討を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内であり、中山間地域等直接支払交付金または、多面的機能支払交付金の対象農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・耕作者の中での後継者の確保・育成を図るほか、新たな耕作者確保の取り組みを進めるとともに、農地の集積と団地化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・土地所有者は農地中間管理機構に預けることを基本とし、地域の農業を担う者の経営意向を斟酌しながら、順次、中間管理機構による集積を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・現在のところ、新たな整備に向けた希望はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・自治会活動や多面的事業活動、中山間事業活動などを通じ、地域の次世代や退職者などへの日常的な声掛けを行う。また、近隣エリアで経営の拡大を考えている参入可能な耕作者の確保を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやサル対策として、電気柵等の設置・管理を進める。
 ⑦地域環境の保全については、多面的機能支払を活用して維持管理を図る。
 ⑧老朽化した農業用施設について、各種事業により維持管理を図る。
 ⑨堆肥とワラの活用拡大について検討を進める。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大 田 市 長 楫 野 弘 和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	富山地域 (下才坂、入石、本谷、市、筆院堂、堀越、道原、本郷、入口、重蔵、土居、高原、曾根川、勝手、半明)
協議の結果を取りまとめた年月日	R5.6.9、 R6.8.19、 R6.8.23、 R6.10.28、 R7.1.17、 R7.2.7 (第1回) (第2回) (第3回) (第4回) (第5回) (第6回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水稻を中心に営農活動を展開している。
- ・一部で、昭和50年代に圃場整備を実施した。
- ・中山間集落協定7組織、多面的機能支払交付金事業取組団1団体が活動している。耕作者の減少から、守る農地と放棄せざるを得ない農地の選別と組織の統廃合が進みつつある。
- ・集落の高齢化と次世代の転出等による過疎化が著しい。圃場は山間部の急傾斜地に連坦していることから、法面の草刈りや長距離に伸びる水路のメンテナンスなど、人手の要る作業が難しくなってきた。
- ・イノシシやサル等の被害が深刻である。過疎化のため、柵の管理や追い払いが難しい状況となってきた。
- ・有機米・有機野菜を栽培する耕作者が、令和4年度に1ターンとして定住された。(認定新規就農者)

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・機械類の所有状況や生産ノウハウ等から、引き続き水稻の生産に取り組んでいく。
- ・中山間や多面の組織を基礎に、農作業の集団化や機械共同利用等の検討に向け、耕作者の話し合いの場を設ける。
- ・耕作者については地域内の農業を担う者を基本とするとともに、近隣エリアからの新たな参入者の確保に努める。
- ・エリア内に畜産農家があり、ワラや堆肥利用など地域内で耕畜連携を進める。
- ・農作業の平準化に向け、団地(ブロック)ごとに生産する作物の品種・品目に違いを設け、作業のローテーション化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	134.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	68.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内であり、中山間地域等直接支払交付金または、多面的機能支払交付金の対象農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・耕作者の中での後継者の育成や新たな耕作者確保の取り組みを進めるとともに、機械共同利用組織の設立や法人化の検討を進め、農地の集積と団地化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・土地所有者は農地中間管理機構に預けることを基本とし、地域の農業を担う者の経営意向を斟酌しながら、順次、中間管理機構による集積を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・今後の状況の推移を見つつ、圃場整備の必要性について検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・自治会活動や中山間事業活動・多面的機能支払活動などを通じ、地域の次世代や退職者などへの日常的な声掛けを行う。また、近隣エリアの耕作者の参入を働きかける。合わせて、県、市(担い手支援センター)、農業委員会、JA等と連携した取り組みを実施する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害対策では、イノシシやサル、シカ対策のための柵の設置、管理を進める。

②有機・減農薬での生産を継続する。

③スマート農業で示される技術の導入について、検討を進める。

⑦地域環境の保全については、中山間事業や多面的機能支払を活用して維持管理を図るとともに、若い担い手との交流を強化する。

⑨地区内外の畜産農家と連携し、堆肥やワラの活用を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大 田 市 長 楫 野 弘 和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)	
地域名 (地域内農業集落名)	波根圃場地域 (上川内・江奥・砂山・田長)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 5 月 25 日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

圃場整備エリアは、農事組合法人はね営農組合が区画の拡大に併せて大型機械を導入し、水稻を中心にエゴマ、カモミールの2期作など水田のフル活用が図られている。また、施設型ミニトマトの生産により、農地の高度化利用を図っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻の生産を基本としつつ、飼料用米の生産に取り組む。複合経営として施設園芸によるミニトマトの生産拡大に取り組む。そのほか、地域内の採卵鶏経営体と連携して、堆肥の活用した、エゴマとカモミールの二毛作を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内であり、中山間地域等直接支払交付金または、多面的機能支払交付金の対象農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
団地やエリアごとに生産する品目を調整する。この方針のもと、(農)はね営農組合への農地の集積を継続する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
波根圃場地区では、農地所有者は出し手・受け手に関わらず、原則として10年以上農地を機構に貸し付ける。
(3) 基盤整備事業への取組方針
畑地化と施設団地の検討を進めるとともに、水利施設やため池の改修を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
農林大学校、邇摩高校へのアプローチなど、雇用就農に向けた新規就農者の雇用の確保を検討する。また、担い手育成など、採卵鶏経営体との連携による、後継者の育成に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害対策ではイノシシ柵の管理のほか、サルやシカの侵入を想定した対策に努める。
 ②地区内に養鶏業者があり、鶏糞などの有機肥料を積極的な使用に努める。
 ③収穫ロボット(ミニトマト)やICTを使用した水稻の生産に取り組む。
 ⑦地域環境の保全については、土地改良区の活動や多面的機能支払を活用して維持管理に努める。
 ⑧老朽化が進むため池の改修を検討する。また、施設園芸の面積拡大に向けハウスの増棟を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田市長 楫野 弘和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	久手町地域 (旭、大原、大津、大西、鈴見、涼見、竹原、原、上、中尾、諸友、市井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 4 月 25 日 令和 7 年 2 月 17 日 (第 1 回) (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手への農地の集約化が出来ていない。
- ・パイプラインや開水路等施設の老朽化が進んでいる。
- ・担い手の後継者が不足しており、将来的な担い手不足が見込まれる。
- ・鳥獣被害について、年々出没エリアや被害が拡大している。
- ・地盤沈下が進んでいる。
- ・海が近いため塩害が発生している農地がある。
- ・条件の悪い農地が遊休化している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物とし、水稻に向かない農地に関しては野菜等を栽培する。また、大田市は畜産業が盛んなことから、牛糞堆肥等を使用し化学肥料の低減、循環型農業を推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	190 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	190 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内であり、圃場整備済地または多面的機能支払交付金の対象農用地を基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・地域内農用地については、認定農業者や認定新規就農者を中心に集積・集約化を行う。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地所有者は、農地を農地中間管理機構に貸し付けていき、認定農業者や認定新規就農者を中心とした地域内の農業を担う者が借り受けしていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現在大原地区において実施中の水利施設等保全高度化事業に続き、令和6年度には久手地区での水利施設整備事業が採択されている。老朽化したパイプラインを更新し地域農業の長寿命化を図りつつ、耕作条件改善事業等を活用し遊休農地の解消や農用地の大区画化を図る。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJA等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
ヘリ防除等作業の効率化や品質向上が期待できる作業は、NOSAIやJAへの委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ柵やサル、シカ対策の柵類の設置、管理に取り組む。誘因作物の排除に努める。

②減農薬、減肥料を基本として、有機栽培などの生産に向けた取り組みを検討する。

③水管理の自動化や畦畔除草ロボットの導入を検討し、作業の効率化と経費の節減を目指す。

⑦地域環境の保全については、多面的機能支払を活用して維持管理を図る。

⑧老朽化した用排水施設の整備など、農業施設の整備が必要である。

⑨地域内外の畜産農家と連携し、堆肥とワラの活用等をすすめる。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大 田 市 長 楫 野 弘 和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	山口町地域 (上立石・立石・町・新柄・中組・藤木・瀬越)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月18日 令和6年12月10日 (第 1 回) (第 2 回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・山口町地区は稲作を中心として、和牛、酪農等の畜産業による営農が行われている。地域農地の6割程度が整備地であり、認定農業者と集落協定組織等により耕作維持、農地管理ががされている。

・農業従事者の高齢化により、今後、地域の中心的経営体に農地利用が求められているが、引き受けられる農地には限りがあり、引き受けられない農地も出てくる状態にある。また、整備農地の老朽化により、農地の排水不良や水路、農道幅員等の補修について、多面支払を活用して、補修等を行っているが、一体的な整備も必要となっており、未整備地では更に耕作環境は悪く、遊休農地化を危惧している。

・鳥獣被害については、近年、イノシシ被害だけでなく、サル被害も出ており、地域一体的な取組みを進める必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

整備農地を中心に水稻生産を維持し、地域内堆肥等を活用した環境保全型農業を進める。また、未整備地においては、担い手の確保を前提に効率化が図れる農地整備を推進し、コメのブランド化を進める。

・地域内には羊毛生産を営む経営体があり、農業との連携による活性化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	68.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	50.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・認定農業者と中山間集落協定の主だった耕作者を中心に、農用地の集積、集団化に向けた取り組みを検討する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・認定農業者と中山間集落協定の主だった耕作者を中心に、農用地の集積、集団化に向けた取り組みを検討する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・土地所有者は農地中間管理機構に預けることを基本とし、地域の農業を担う者の経営意向を斟酌しながら、順次、中間管理機構による集積を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・瀬越集落や町集落など未整備の集落について整備を検討する。合わせて、地域での全体的な担い手確保に向けた取り組みに合わせ、整備地の排水対策や水路整備等の再整備を推進する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内で経営を展開している畜産業を営む認定農業者を例として、畜産業との複合経営の新たな担い手確保を図るとともに、地域農業や集落の維持活性化を前提とする、意欲ある農業者の確保に向けた取り組みを検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者や圃場の状況等を確認しつつ、必要に応じて労力軽減につながる作業や必要な機械を持たない作業を中心に活用の検討を進め、営農活動の維持に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ柵やサル、シカ対策の柵類の設置、管理に取り組む。誘因作物の排除に努める。
 ②環境保全型農業を前提として、地域内堆肥やワラ利用などの有効活用に向けた取り組みを進める。
 ③畦畔除草ロボットやドローン防除等の導入を検討し、作業の効率化と経費の節減を目指す。
 ⑦地域環境の保全については、多面的機能支払や中山間支払を活用して維持管理を図る。
 ⑧老朽化した用排水施設の補修や農地排水対策も検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大 田 市 長 楫 野 弘 和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	山口町地域 (佐津目)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月16日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・佐津目地区は、傾斜地に広がる圃場で稲作を中心とする営農活動が行われており、その成果から「つなぐ棚田遺産」に認定された。

・集落の4割程度で農地地滑り対策による整備が行われたが、未整備地も含め法面が多く急傾斜地面に農地が点在している。

・集落の活性化策として、未整備地を活用した棚田オーナー制度や田舎ツーリズムなど地域外の方と関わりを持つ取り組みを続けている。

・耕作者等の高齢化とリタイアに伴う、多面や中山間など農地保全活動や地域活性化の活動の継続が困難となってきた。

・鳥獣被害についても、防護柵の設置など対策を行っているものの、人手不足などにより管理が困難となってきた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・整備農地を中心に水稻生産を維持し、中山間集落協定の主たる耕作者により、耕作の継続を進める。

・地域活性化の取り組みを継続するとともに地域外からの関係人口の拡大を進め、農地の保全につなげる。

・環境の配慮した農業を進め、棚田遺産を核とした、コメのブランド化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内であり、中山間地域等直接支払交付金または、多面的機能支払交付金の対象農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・中山間集落協定の主だった耕作者を中心に、農用地の集積、集団化に向けた取り組みを検討する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・土地所有者は農地中間管理機構に預けることを基本とし、地域の農業を担う者の経営意向を斟酌しながら、順次、中間管理機構による集積を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・地域内が農地地滑り地帯に指定されているなか、農地を保全することによる効果が高いことから、防災の観点からも行政機関と連携して排水対策の強化を図る。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外より、農業や集落の維持活性化を前提とする意欲ある耕作者や関係人口の確保に向けた取り組みを検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・耕作者や圃場の状況等を確認しつつ、必要に応じて労力軽減につながる作業や必要な機械を持たない作業を中心に活用の検討を進め、営農活動の維持に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ柵やサル、シカ対策の柵類の設置、管理に取り組む。誘因作物の排除に努める。

②減農薬を基本として環境に配慮した農業生産や有機水稻にも取り組む。

⑦棚田の景観保全を前提に多面的機能支払や中山間支払を活用して維持管理を図る。

⑧老朽化した用排水施設の補修や農地排水対策も検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大 田 市 長 楫 野 弘 和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	多根地区 (上多根・小豆原・中多根・中津森・下多根)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 5 年 8 月 8 日 令和 6 年 3 月 15 日 (第 1 回) (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地域の担い手である農事組合法人たねやまびこファームを中心に主食用水稻、有機水稻などの耕作が進められているが、構成員は70歳以上が大半を占めており、後継者の確保が求められている。近年、退職年齢が65歳になったことから、リタイアした方々に期待することも難しくなってきた。

・法人が所有する機械類も故障しがちであり、更新の時期を迎えている。

・平成10年前後に圃場整備事業に取り組んでいるが、古い規格で行われていることから圃場は小区画であり水路も小さい。排水不良農地が混在しており、今後、ほ場の再整備の検討が必要。

・広大な法面が展開しており、草刈りに多大な労力を要する。

・周囲を山に囲まれており、鳥獣被害が深刻。

(2) 地域における農業の将来の在り方

良質米の産地である特色を活かし、有機米など特色ある米づくりに取り組むとともに、ブランド米として販売強化を図る。また、水稻に向かない圃場はソバや大豆などの生産に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内であり、中山間地域等直接支払交付金または、多面的機能支払交付金の対象農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域内農地面積の過半を占める4集落(上多根、中多根、下多根、中津森)の圃場整備済農地については、集落営農法人たねやまびこファームが担う。また、小豆原集落においては、耕作条件のよい圃場を中心にやまびこファームが耕作する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
上多根、中多根、下多根、中津森の各集落では、農地所有者は農地中間管理機構に貸し付けていくとともに、貸借期間5年を目途に、原則、集落営農法人が継続して農地を借り受けることとする。
(3) 基盤整備事業への取組方針
平成10年前後に圃場整備がされてるが、排水不良や用排水施設など農業施設について老朽箇所の小規模な補修が続いている。小規模区画が多く、農地区画拡大、パイプライン化に向けた再整備の必要がある。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
(農)たねやまびこファームのオペレーター等の後継者確保が急がれる。退職年齢の見直しにより、退職者を取り込むことは容易ではなく、構成員の家庭にも次世代が不在である。県内外での相談会や各種サイトで雇用就農希望者を向けに情報発信するなど、市(担い手支援センター)、農業委員会、JA等と連携した取り組みを実施する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ柵やサル、シカ対策の柵類の設置、管理に取り組む。誘因作物の排除に努める。
 ②有機水稻の生産拡大に向けた取り組みを進める。
 ③水管理の自動化や畦畔除草ロボットの導入を検討し、作業の効率化と経費の節減を目指す。
 ⑦地域環境の保全については、中山間直接支払、多面的機能支払を活用して維持管理を図る。
 ⑧老朽化した用排水施設の修理など、農業施設の更新が必要である。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大 田 市 長 楫 野 弘 和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)	
地域名 (地域内農業集落名)	野城地域 (上野城)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 3 月 26 日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・圃場整備地は、地域の担い手である農業生産法人百姓天国に農地集積を終え、若手オペレーターが確保できたが、安定した営農活動を進めるためには、次のオペレーターの確保が必要。

・周囲を山林に囲まれていることからイノシシの被害が深刻であるほか、サルやシカの進出が懸念される。

・加工品に関する加工技術の向上や通年稼働、労働対価の確保に努めていきたい。

・若手リーダーの育成や地域外人材の発掘と招聘が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

圃場整備による生産コストの削減や対応するスマート農業技術による、除草の効率化、有機水稻や特別栽培米の生産拡大による収益の拡大を図る。また女性部を中心にこれらを原料とする加工品の製造を進めるとともに、収益の確保に向け販路拡大について引き続き取り組みを進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内であり、中山間地域等直接支払交付金または、多面的機能支払交付金の対象農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を通じて、引き続き(農)百姓天国を中心に集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
圃場整備を終えたエリアを中心に、地域全体を農地中間管理機構に貸し付けるとともに、(農)百姓天国に集積を終えた。その他の農地は、農業委員及び農地利用最適化推進委員と調整し、利用等を検討する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
次世代への承継に向け、畦畔管理の省力・軽労化に向けたラジコン草刈り機の活用、自動給水システムや水田環境データ監視センサーの設置、農業用ドローンの導入、法面の緩勾配化などを進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
農繁期に活動する主任オペレーターのほか、補助作業員と加工作業員を雇用している。主任オペレーターは63歳であるが、補助作業員や加工作業員は高齢化が進んでいる。構成員の後継者や退職予定者、Uターン希望者などに対し農業の楽しさを伝えるとともに、多面的機能支払活動等を通じての声掛けを行うことにより、地域内外からの後継者確保に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策を実施する。イノシシやサル、シカ対策として侵入防止柵や電柵の設置を積極的に進めるとともに維持管理に務める。また、誘因作物の排除に努める。
- ②有機水稻等など付加価値の高い農業生産の生産維持と面積拡大に取り組む。
- ③水管理の自動化や栽培管理のデジタル化、畦畔除草ロボットの導入と活用を続ける。
- ⑦地域環境の保全については、中山間地域等直接支払や多面的機能支払を活用し、維持管理を図る。
- ⑧生産作物の多様化を進めるとともに、新たな農業施設や機械の導入を進める。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田市長 楢野 弘和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	加瀬地域 (加瀬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 2 月 8 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

圃場整備により、区画拡大と水田の汎用化を実施した。この事業を契機に、有限会社堀田工務店が農業参入し、全農地の集積を終えた。コシヒカリを中心に慣行水稻、ICTを活用した有機水稻生産のほか、白ネギの生産に取り組んでいる。また、認定農業者である島田牧場では、酪農に取り組むなかで、牧草地に関する草地利用の管理が図られている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の担い手は30才代のオペレータ2名が確保されており、有機水稻の生産に加え、高収益作物である白ネギの作付面積拡大を進めることにより持続可能な農地利用を図る。また、当エリアは畜産農家である島田牧場では、後継者(40代)が家業を引き継いでおり、持続可能な環境にやさしい農業経営に向け、地域内での耕畜連携を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内であり、中山間地域等直接支払交付金及び、多面的機能支払交付金の対象農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域計画内の圃場整備エリアでは、全農地を認定農業者の有限会社 堀田工務店に集積した。また、整備後に畑地化した農地については、加工用の果樹の生産農地として利用を行う。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業により農地貸借を進める農地整備事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)を実施した。整備後は農地中間管理機構を活用し、契約期間を17年とする農地貸借を行っている。
(3) 基盤整備事業への取組方針
県営農地中間管理機構関連の整備事業により、農地の区画拡大(平均40a)、農道整備、排水路整備、ICTを活用したパイプラインによる用水整備を行い、農地の維持管理の軽減と営農の効率化を図った。地域内の水源である、ため池の改修を計画に実施するのに併せて自動化等を可能とする情報通信環境整備を図る。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
ほ場整備エリアは認定農業者の有限会社堀田工務店が担っている。60代の代表のほか30代の子息2名が農業に従事し、白ネギ生産においては、女性が中心となって、調整作業を行っている。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①圃場整備に併せてイノシシ防護柵は設置したが、今後のサルやシカの進出に応じた対策が必要である。
 ②減農薬、肥料を基本として、有機米の生産拡大を進める。
 ③効率的な農業の実現に向け、AIやICTを活用した農業生産を進める。
 ⑤畑地化農地については、果樹栽培を進め、加工用として活用する。
 ⑦地域環境の保全について、中山間地域等直接支払や多面的機能支払を活用して維持管理を図る。
 ⑧ため池の維持に向けた補修が必要。また、有機米の生産拡大に向け、施設整備の検討を進める。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田市長 楫野 弘和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	志学中央町地域 (早若・経塚・立馬場・土居・加瀬・松ヶ平)
協議の結果を取りまとめた年月日	R6.3.1、 R6.8.5、 R6.10.22、 R6.11.7、 R7.2.15 (第1回) (第2回) (第3回) (第4回) (第5回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・標高の高さと良質な水を活かした水稻の生産を主とするほか、生産組合によりGIソバの生産拡大を目指している。
 ・平成2年度から数年かけて圃場整備を実施しているが、耕作者の高齢化などから長大な法面の除草や老朽化した水路の維持管理が困難となっている。
 ・イノシシやサル等の被害が深刻であり、柵の管理や生活環境の維持に向けた追い払いが困難となっている。
 ・地域内には3経営体の認定農業者が耕作しているものの、基本的には自作型の農業者が主となって耕作を継続している。以前から高齢化に伴う耕作者のリタイアと後継者不在の圃場が増加しているなか、農業生産の継続や農地利用、集落維持の観点から、地域が一体となった農地管理型の組織作りを検討している。
 ・農業生産の省力化と農地防災の観点からも、水路の管路化や自動化など、県の実証結果に基づき、整備に向けた機運が高まりつつある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域の営農活動の継続に向け、農地管理型組織のほか、中山間や多面の組織を基礎に、農作業の共同取り組みや機械の共同利用などの集団化、農作業受託組織の組織化等の検討を進める。
 ・担い手については地域内耕作者の耕作を基本とする一方、近隣エリアの耕作者による面積の拡大や新たな参加者の確保に努める。
 ・良質な気候や条件を活かした品質の良い水稻の生産に取り組んでいく。
 ・農業生産の共同化に併せて、需要に応じた水稻生産やソバなどの計画的な農地利用により農作業の平準化を図る。
 ・エリア内に畜産農家が数経営体あり、堆肥利用を始め持続可能な環境にやさしい農業経営に向け、地域内で耕畜連携を進めるとともに、在来ソバの生産とブランド化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	32.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内であり、中山間地域等直接支払交付金または、多面的機能支払交付金の対象農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・耕作者の中での後継者の育成や新たな耕作者確保の取り組みを進めるとともに、共同耕作組織の設立や法人化の検討を進め、農地の集積と団地化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・土地所有者は農地中間管理機構に預けることを基本とし、地域の農業を担う者の経営意向を斟酌しながら、順次、中間管理機構による集積を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・用排水路などの設備が老朽化しており、水路の更新やパイプライン化に合わせ、自動給水設備の導入について検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・自治会活動や中山間事業活動、多面的事業活動などを通じ、地域の次世代や退職者などへの日常的な声掛けを行う。また、近隣エリアの入り作農家の参入に向けた働きかけを継続する。合わせて、県内外での相談会や各種サイトで就農希望者を向けに情報発信するなど、市(担い手支援センター)、農業委員会、JA等と連携した取り組みを実施する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者や圃場の状況等を確認しつつ、必要に応じて労力軽減につながる作業や必要な機械を持たない作業を中心に活用の検討を進め、営農活動の維持に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害対策では、イノシシやサル、シカ対策のための柵の設置、管理を進める。
 ②減肥料、減農薬を基本とした水稻生産、無農薬化による在来ソバの生産に取り組む。
 ③自動給水システムの導入の検討を進める。
 ⑦地域環境の保全については、多面的機能支払を活用して維持管理を図り、若き担い手との交流を強化する。
 ⑧農作業の省力化に向け、用水路のパイプライン化の検討を進める。
 ⑩集落一体となった、農地管理型の組織化を視野に、農作業受委託組織の立ち上げを検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大 田 市 長 楫 野 弘 和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)	
地域名 (地域内農業集落名)	志学南地域 (長原、鈿原、溝熊)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年7月31日、令和5年9月26日、令和5年12月12日 (第 1 回) (第 2 回) (第 3 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域は細長い谷間に農地が点在している中山間地で、区画規模が小さく急傾斜地による法面が大きい。高齢化による担い手不足により、地域農業の継続が危惧されることから、集落営農組織の立ち上げに併せて、農地整備事業を計画している。また、鳥獣被害として、近年はイノシシに加えサル、シカの被害が増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基本的には主食用水稲、白ネギを生産することとして、主食用水稲においては、有機栽培を検討する。また、不整形な農地を中心に鳥獣被害対策として、ソバ、エゴマ等の栽培を行う。また、有機野菜生産企業との連携を進め、収益性の確保、担い手の確保について検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内であり、中山間地域等直接支払交付金または、多面的機能支払交付金の対象農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地整備地は中間管理機構事業を活用して、鉦原団地、長原団地においては、集落営農組織が法人化に伴い、集積をする。また、栽培作物に応じて、集約化を図る。溝熊地区においては、認定農業者(営法)が水稻を中心に営農を行うが、今後は集落営農との連携体制の構築を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ段階的に集積・集約化する。個人農業者においては、営農継続が困難な場合は農業委員及び農地利用最適化推進委員に活用を促す。
(3)基盤整備事業への取組方針
鉦原集落と長原集落の一部において、令和6年3月以降、圃場整備工事に取り組む。また、長原、溝熊集落の用水路が長く、維持管理が困難なことから、水路の改修、管路化が必要である。また、隣接エリアと連携した情報通信環境整備を進め、ICT技術の活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落営農の後継者の確保が必要であり、地域内の若い人材との連携を強化する。また、大田市への農業参入企業との連携による担い手確保につなげる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①鳥獣被害対策ではイノシシ柵やサル、シカ対策の電気柵の設置、管理を図る。また、不要果樹等の誘因作物は排除する。 ②有機水稻など付加価値の高い農業生産に取り組むなど、環境に配慮した農業生産を目指す。 ③水管理の自動化や栽培管理のデジタル化、畦畔除草のロボット導入を進める。 ⑦地域環境の保全については、多面的機能支払を活用して、維持管理を図り、若き担い手との交流を強化する。 ⑧生産面積の拡大や担い手連携により、経営規模の拡大や生産作物の多様化により、新たな農業施設や機械の導入を進める。				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田市長 楢野 弘和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	池田地域 (池ノ原、上小原、小原下、高利、大江、町東、町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年10月13日、令和6年11月01日、令和6年11月06日、 (第 1 回) (第 2 回) (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・池田町集落は、県営事業による農地整備がほぼ終盤を迎えており、終了した圃場から、随時、耕作が再開されている。中山間地域に存在することから、従来より鳥獣被害に悩まされていたが、整備後は圃場の周囲に金網を巡らすことにより、イノシシ被害の防止につなげている。耕作を担う集落営農法人「和志楽農イケダ」については若手の作業従事者が加入したが、将来に向けた営農活動をより確かなものにするためには、オペレーター等の確保による営農の効率化を進めるとともに、白ネギ等の生産及び販路の確保が必要となっている。

・池田上集落は、圃場整備を終えて15年以上が経過しており、各所で設備の老朽化が目立っている。耕作を担う農業生産法人「ファーム浮布株式会社」は、若手の雇用者を確保することができたが、営農の継続をより確かなものにするためには、さらに若手の雇用の確保を図る必要がある。

・両集落とも、有機水稻生産の品質、収量の安定化を図るため、ICTを活用した生産体制を進めるほか、自動給水やドローン活用による省力化による、中山間地農業が図られている。また、集落は隣接している利点を活かし二つの団体による連携した取り組みを進める必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・池田上集落では、整形された大規模区画の利点を生かし、大型耕作機械により、慣行栽培、有機栽培による主食用水稻を中心に生産拡大を進める。また、米を活用した、コメ粉、味醂等の加工品の生産による、ブランド化を図る。

・池田町集落では、圃場整備により、環境にやさしい有機米の生産拡大を進めるほか、G I 登録された三瓶ソバの産地化を進めるとともに、冬場の収益確保を図るため、白ネギによる複合経営の確立に努めることとしている。

・地域全体では、営農法人、個別生産者と連携して、G I 登録された三瓶そばの産地化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	77.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	57.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内であり、中山間地域等直接支払交付金または、多面的機能支払交付金の対象農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・圃場整備農地を範囲として、農業生産法人「和志楽農イケダ」と「ファーム浮布株式会社」に集積・集約化を進めていく。合わせて、圃場整備エリア内の個人で耕作している圃場に関し、将来、リタイアとなった場合はこれらの担い手に集積・集約を進める。また、地域内の意欲ある若手個別経営体の農地集積も検討する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・圃場整備農地は、個人の農地を除き農地中間管理機構に貸し付けを進める。今後も機構を有効活用して積極的に農地を集積することとする。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・池田上集落は、圃場整備を終えてから長い年月が経過している。用排水等の農業施設について耐用年数を超えていることから更新が必要な時期を迎えているほか、暗渠排水等の機能が低下していることから、農地の排水対策が必要となっている。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・後継者不足の解決を図るため、多面的事業による草刈りや農村RMOの取り組み等の機会を活用し、地域の若手や退職予定の住民などに対し営農活動への参加をアピールするとともに、行政機関や農林大学校と連携した、後継者確保の取組を進める
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①主要な圃場にイノシシ柵は設置済みであるが、サルやシカの進出に備えた対応の検討を進める。また、不要果樹等の誘因作物の撤去を進める。
- ②当集落を含む三瓶エリアでは、有機水稻の生産拡大及びブランド化に向けた取り組みを進める。
- ③ICTを活用した農業体系による省力化や環境調査によるデジタル暦の導入による安定生産を進める。
- ⑦地域環境の保全について、中山間地域等直接支払や多面的機能支払を活用して維持管理を図る。
- ⑧有機水稻の産地拡大に向けた、共同機械や施設の導入を進める。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田市長 楫野 弘和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	小屋原上地域 (小屋原上)
協議の結果を取りまとめた年月日	R5.6.16、 R5.9.20、 R5.10.26、 R6.10.15、 R7.2.5 (第1回) (第2回) (第3回) (第4回) (第5回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・小屋原営農組合(集落営農組織)を中心とし、中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業に取り組んでいる。

・標高の高さや水質のよさから良質の米やソバを生産している。

・地域住民の高齢化と次世代の転出などが続いており、耕作者の高齢化が進んでいる。

・中山間地の急傾斜に不揃いの棚田が連坦している。

・機械更新の難しさが課題となっている。

・圃場整備に向けた協議が続いている。順当に進めば令和8年度に、エリアの一部で着工の見込みである。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・所有している耕作機械類等の状況から、引き続き水稻を主要な生産物として生産する。

・圃場整備事業の協議が継続中。農地が整備予定地と未整備地に分かれる見込みであり、整備予定地については水稻以外の推進品目の生産も考慮に入れつつ協議を進める。

・中山間事業と多面事業により、圃場整備予定地内外とも営農継続に向けた取り組みを継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	59.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内であり、中山間地域等直接支払交付金または、多面的機能支払交付金の対象農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・圃場整備地及びそれ以外の圃場を合わせて、小屋原営農組合に農地を集積する予定。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・土地所有者は農地中間管理機構に預けることを基本とし、地域内の農業を担う者の経営意向を斟酌するとともに、圃場整備事業の進捗状況をみつつ、中間管理機構による集積を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・今後の圃場整備事業の着手に向け、協議を進めている。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・法人化後を見据えた小屋原営農組合の後継者確保を基本としつつ、自治会活動や多面的機能支払交付金活動などを通じ、地域の次世代や退職者などへの日常的な声掛けを行う。また、近隣エリアで経営の拡大を考えている耕作可能な耕作者の確保を検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやサル対策として、電気柵等の設置・管理を進める。
 ③水管理の自動化システムなどの導入を検討する。
 ⑦地域環境の保全については、多面的機能支払を活用して維持管理を図る。
 ⑧圃場整備事業に取り組むとともに、老朽化した農業用施設について各種事業により維持管理を図る。
 ⑨近隣エリアの畜産農家と連携し、堆肥やワラの活用を進める。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田市長 楫野 弘和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	鳥井地域 (上山根、下山根、鳥井上、八幡、大平、鳥越)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月19日、令和6年7月29日、令和6年12月18日、 (第 1 回) (第 2 回) (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・水稲とハウスによるブドウ及び施設園芸野菜を主力品目とする。
・水稲について、地区内の個人耕作者が耕作するほか、近隣エリアの認定農業者を中心に耕作している。
・ブドウはハウス栽培により、認定農業者を含む6経営体が数種類を生産している。
・施設園芸野菜については、ハウスの利点を活かした促成栽培等による多品目野菜の生産を続けている。
・近隣エリアからの水稲耕作者の年齢が70才を超えており、後継耕作者の参入の検討が必要。
・一帯には大きな河川がなく、農業用水は溜池の水を利用して、貯水量が少なく使用した水をポンプで還流させている。
電気代を始め余分な経費を必要とするほか、降水量の少ない年は水不足に直面する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・引き続き水稲とブドウ、施設園芸野菜の生産を基本とする。
・水不足解消に向けた対策の検討を進める。
・耕作者の高齢化と後継者不足への対応として、新たな耕作者の確保とスムーズな耕作権の継承を可能とする体制づくりを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内であり、多面的機能支払交付金の対象農用地のほか、ブドウハウス建設地等とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・水稲は、近隣エリアからの耕作者を中心に農地の集積と団地化を進めている。これら経営体の後継者育成や新たな耕作者確保の取り組みを進めるとともに、農地の集積と団地化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・担い手の経営意向を考慮に入れながら、個人耕作者も含め、順次、中間管理機構による集積を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現在、新たな整備の予定はないが、農業用水確保に向けた検討を進める必要がある。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・自治会活動や多面的機能支払交付金活動などを通じ、地域の次世代や退職者などへの日常的な声掛けを行う。また、近隣エリアで経営の拡大を考えている耕作者の確保を検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやサル対策として、電気柵等の設置・管理を進める。
 ⑤ブドウについて、収益の拡大に向け、新品種への植え替えや加温など経費の節減を検討する。
 ⑦地域環境の保全については、多面的機能支払等を活用して維持管理を図る。
 ⑧農地の区画拡大を検討するとともに、耕作機械類や施設の大型化についても検討を進める。
 ⑩農業用水の確保に向けた検討を進める。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田市長 楫野 弘和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	鳥越地域 (鳥越、越峠)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月23日、 令和6年11月5日 (第 1 回) (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・平成元年に圃場整備を終えており、整備済地を中心に認定農業者への集積が行われている。
- ・水稻が主要な生産物である。
- ・一部の未整備地については現在の耕作者が撤退した場合、後継耕作者の確保が課題になる。
- ・耕作者の高齢化や後継者不足が進行している。
- ・耕作者や地域住民の減少が続くなか、ため池や水路の維持・管理、草刈りが困難になる見込み。
- ・イノシシやサルによる農作物被害が出始め、今後、拡大すると想定される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・引き続き水稻の生産を基本とする。
- ・効率的な耕作に向け、区画の統合・拡大や大型機械導入の検討や、スマート農業のメリットについて情報収集を進める。
- ・高齢化・耕作者不足への対応として、新たな耕作者の確保やスムーズな耕作権の継承を可能とする体制づくりを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内であり、多面的機能支払交付金の対象農用地を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・耕作者の中での後継者の育成や新たな耕作者確保の取り組みを進めるとともに、農地の集積と団地化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・土地所有者は農地中間管理機構に預けることを基本とし、地域の農業を担う者の経営意向を斟酌しながら、順次、中間管理機構による集積を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現在のところ、新たな圃場整備への希望は出ていない。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・多面的機能支払交付金事業や自治体活動などを通じて、退職予定者や若手住民等への日ごろからの声がけを行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ、サルなどの侵入防止柵や電柵の設置など、地域による鳥獣被害対策を実施する。
 ③新たな技術の情報収集に努めるとともに、導入を検討し労力の軽減を図る。
 ⑦多面的機能支払交付金事業を活用し、営農環境の保全に努める。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田市長 楫野 弘和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	迫地域 (迫)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 8 月 26 日、 令和 6 年 12 月 24 日 (第 1 回) (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・平成元年に圃場整備を終えている。
- ・整備地を中心に中山間事業・多面的事業を実施している。
- ・水稻が主要な生産物である。
- ・耕作者の高齢化と後継者不足が著しい。
- ・耕作者を含む地域住民の減少が続くなか、ため池や水路の維持・管理、草刈りが困難となってきた。
- ・イノシシやサルによる農作物被害が出始め、今後、拡大すると想定される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・引き続き水稻の生産を基本とする。
- ・中山間事業・多面的事業を軸に、集落の住民による営農環境の維持に向けた活動への取り組みを継続する。
- ・高齢化・耕作者不足への対応として、新たな耕作者の確保とスムーズな耕作権の継承を可能とする体制づくりを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.5 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

- ・農振農用地区域内であり、中山間地域等直接支払交付金または、多面的機能支払交付金の対象農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・耕作者の中での後継者の育成や新たな耕作者確保の取り組みを進めるとともに、農地の集積と団地化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・土地所有者は農地中間管理機構に預けることを基本とし、地域の農業を担う者の経営意向を斟酌しながら、順次、中間管理機構による集積を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・新たな圃場整備への希望は出ていない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・多面的機能支払交付金事業や自治体活動などを通じて、退職予定者や若手住民等への日ごろからの声がけを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシ、サルなどの侵入防止柵や電柵の設置など、地域による鳥獣被害対策を実施する。				
③新たな技術の情報収集に努めるとともに、導入を検討し労力の軽減を図る。				
⑦中山間事業、多面的事業等を活用し、営農環境の保全に努める。				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大 田 市 長 楫 野 弘 和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)		
地域名 (地域内農業集落名)	静間地域(八日市集落) (八 日 市)		
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 1 月 15 日 (第 1 回)	令和 6 年 7 月 8 日 (第 2 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の担い手としては、集落営農法人かみしずまが大半を担っているが、構成員の平均年齢は70才を超えており、法人の後継者不在が課題である。地域内の農地は、昭和50年代に区画整理がされているが、圃場の区画規模が小さく耕作機械類も小規模のものである。また、ポンプや用排水等の農業施設は耐用年数を超えており、故障や破損が絶えない。法人が保有する機械類も故障や安全面に課題があり、メンテナンスと修理が欠かせない。

地区は周囲を山林に囲まれており、鳥獣の被害が増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

整形された農地だが、区画規模が小規模なことから、少ない人員で管理するためにはさらに区画の拡大と機械の大型化、スマート農業の導入が必要である。主食用水稻のほか飼料用稲(WCS)と大豆の生産に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	40.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	37.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内であり、圃場整備済地または多面的機能支払交付金の対象農用地を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地の集積は、中心経営体である集落営農法人かみしずまが担うほか、近隣からの入り作農家(認定農業者)に農地の集積を進める。合わせて、認定農業者、認定新規就農者の確保育成に努め、営農活動の継続を図ることとする。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
八日市地区において、農地の集約化に努めるため、農地所有者は出し手・受け手に関わらず、原則として7年以上機構に貸し付けていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、八日市地区において農地の大区画化・汎用化、パイプライン化の基盤整備の検討を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落営農法人の後継者を確保するため、多面的機能支払交付金活動などを通じ、地域の次世代や退職者など候補者への日常的な声掛けを行う。また、農林大学校、邇摩高校等の地域内外から新規就農者の確保を進める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☒	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ柵やサル対策として、電気柵等の設置・管理を進める。
 ②⑨引き続き減農薬、減肥料に取り組む。また、コントラクター(ほなみ)との連携を図るとともに、耕畜連携のもとWCS(飼料用稲)の生産拡大を進め、「わら」の収集と畜産農家への提供を検討する。
 ③水管理の自動化システムなどの導入を検討する。
 ⑦地域環境の保全については、多面的機能支払を活用して維持管理を図る。
 ⑧農地の区画拡大を検討するとともに、耕作機械類や施設の大型化についても検討を進める。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田市長 楫野 弘和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	五十猛地域 (丹波、赤井、畑井、嘉庭)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月18日 令和6年10月25日 令和6年10月28日 令和7年2月20日 (第 1 回) (第 2 回) (第 3 回) (第 4 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水稲が主要な生産物である。
- ・堤原地区、嘉庭地区、赤井地区の3地区が中山間事業と多面事業に取り組んでいる。
- ・堤原地区では昭和56年に圃場整備を終えている。
- ・耕作者の高齢化と後継者不足が進行している。
- ・耕作者や地域住民の減少が続くなか、ため池や水路の維持・管理、草刈りが困難になりつつある。
- ・イノシシやサルによる農作物被害が深刻。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・引き続き水稲の生産を基本とする。
- ・高齢化・耕作者不足への対応として、新たな耕作者の確保やスムーズな耕作権の継承を可能とする体制づくりを検討する。
- ・中山間事業、多面事業を活用し、営農活動の継続を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	43.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	43.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内であり、中山間地域等直接支払交付金または、多面的機能支払交付金の対象農用地を基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・現耕作者の中での後継者の育成や新たな耕作者確保の取り組みを進めるとともに、農地の集積と団地化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・土地所有者は農地中間管理機構に預けることを基本とし、地域の農業を担う者の経営意向を斟酌しながら、順次、中間管理機構による集積を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・新たな圃場整備への希望は出ていない。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・多面的機能支払交付金事業や自治体活動などを通じて、退職予定者や若手住民等への日ごろからの声がけを行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシ、サルなどの侵入防止柵や電柵の設置など、地域による鳥獣被害対策を実施する。				
③新たな技術の情報収集に努めるとともに、導入を検討し労力の軽減を図る。				
⑦多面的機能支払交付金事業を活用し、営農環境の保全に努める。				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田市長 楫野 弘和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	川北地域 (西用田、東用田、宮、中島)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 8 月 22 日、 令和 7 年 1 月 9 日、 (第 1 回) (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・川北上農産物生産組合のほか、個人の耕作者が水稻や施設園芸野菜等を生産している。

・圃場整備を実施したのが昭和20年代であり、既に60年以上経過している。田の面積が狭く畦畔にコンクリート板が使用されており、機械の部品の破損等に注意を要する。

・畦畔除去によるクボ直しが有効的との考えがあるなか、畔の撤去やレベル調整に必要な資金・労力の確保が難しい。

・用水路のコンクリートの経年劣化が著しく、毎年のように水漏れ補修などのメンテナンスが欠かせない。

・田によって、湛水能力の良し悪し、肥料の効き目の強弱、湿田～乾田など耕作条件の違いが大きく、共同作業の調整に難しさがある。

・高齢化と後継者不足が進みつつある。耕作放棄地発生防止に向け、生産組合や個人の耕作者が可能な範囲で耕作するなかであって、若手の耕作者の確保に困難を要している。

・耕作機械類の更新が難しい。前代からの機械を修理しつつ使用している中であって、機械類の故障が農業を辞める大きな理由となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻と施設園芸野菜等の生産を中心に、地域の営農活動の継続に向け、引き続き農作業の共同取り組みや機械の共同利用など集団化に繋がる取り組みを継続する。

・農作業の平準化の観点から、話し合いにより団地(ブロック)ごとに生産する品種・品目に違いを設けるとともに作業のローテーション化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内であることを基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農業を担う者一覧の中での、耕作者の後継者育成や新たな耕作者確保の取り組みを進めるとともに、農地の集積と団地化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・土地所有者は農地中間管理機構に預けることを基本とし、地域の農業を担う者の経営意向を斟酌しながら、順次、中間管理機構による集積を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・畦畔除去等による面積の拡大や用水路の改修、土壌改良など、必要に応じ協議を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・自治会活動や多面的事業活動などを通じ、地域の次世代や退職者などへの日常的な声掛けを行う。また、近隣エリアの入作農家などに継続的な声がけを継続する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやサル等の出没に備え、対策の検討を進める。

⑦営農環境の保全等については、多面的機能支払等を活用して維持管理を図る。

⑧老朽化した農業用施設について、各種事業により維持管理を図る。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田市長 楢野 弘和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	稲用地区 (稲用上、稲用中、稲用下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 3 月 7 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の担い手は集落営農法人を中心に数名の農業者により耕作されているが、これまでのアンケート等によれば、農業を引き継ぐ後継者は2割り程度にとどまっている。さらに、高齢化も進んでおり、地域外からの新規参入を含めた後継者の確保・育成が必要である。また、ポンプや暗渠排水等の農業施設は耐用年数を超えているものもあり、故障が頻発している。法人が保有する機械類も購入後20年以上経過しており、故障が頻発するほか安全面に課題がある。修理費も嵩んでいることから、更新の検討を要する。

地区は周囲を山林に囲まれており、鳥獣の被害が増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

整備農地においては、土地利用型では、水稻から大豆と飼料用米のブロックローテーションへの転換を進める。営農法人が生産している西条柿については、引き続き安定した生産に努めることとする。アスパラガス等の施設園芸作物や露地野菜については、新規参入による面積の増とハウスの団地化を進めることとする。また、減農薬と科学肥料の低減に努めることとする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	47.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	47.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内であり、圃場整備済地または多面的機能支払交付金の対象農用地等であることを基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
離農された個人農の農地は、集落営農法人へ集約する。また、果樹エリアについては、引き続き生産の維持に努める。園芸エリアは園芸農家への集約化を進め、水田エリアは隣接地の担い手と連携した土地利用を検討する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
稲用地区において、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手に関わらず、原則として10年間、農地を機構に貸し付けていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
ブロックローテーションに伴う大豆等の生産拡大に向け、排水不良農地に関する排水機能の改善に努める。また、園芸エリアにおいては、新たな担い手の状況により、畑地化整備を行う。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落営農法人は後継者確保が課題であり、雇用就農による後継者候補の確保に努める。施設園芸については、規模の維持・拡大に向け農大へのアプローチに努めることとする。合わせて、地域の担い手確保として企業連携に向け検討を進める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①⑦多面的機能支払交付金等の活用により農地保全に努めるとともに、鳥獣被害対策に向けた研修会の開催や地域一帯となった効果的な電柵の設置など対策の実施に努める。

②市内堆肥の活用による、減肥料の実施に努め、効果的な農薬散布を検討する。

③省力化に向けて、自動給水システムを始めとするスマート農業の導入や機械除草の範囲拡大に努める。

⑤西条柿生産の維持に向け、改植などによる持続可能な生産を進める。

⑧ハウスなど農業用施設の整備に伴う施設園芸団地の整備を進める。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田市長 楫野 弘和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	延里地域 (稲用上、稲用中、稲用下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 10 月 31 日、令和 7 年 1 月 14 日 (第 1 回) (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・水稻を主要な生産物として生産活動が続いている。

・地元に認定農業者はいないが、市内の認定農業者が参入し4haを耕作している。

・圃場整備を実施したのが昭和時代であり、田の面積が1,000㎡～1,500㎡と狭い上に畦畔の一部でコンクリート板が使用されており、機械の部品の破損等に注意を要する。

・昭和18年の水害の際に、隣接する静間川から氾濫した土砂が流入して一帯が埋まったことなどにより、湛水能力が低く管理に手間がかかる状況となってしまった。

・畦畔除去による面積拡大が有効的との考えがあるなか、畔の撤去やレベル調整に必要な資金・労力の確保が難しい。

・農業用道路が狭く、大型機械やトラックの通行が困難である。農作業の効率を下げる要因となっている。

・静間川の流路に沿って田が連坦しており、土手の法面の草刈りに大きな労力を要する。スズメやカメムシ等の被害防除の観点から、この作業を欠かすことができない。

・高齢化と後継者不足が進んでいる。60才代～70歳代の耕作者を主力として地域内の圃場の7割程度を耕作しているが、耕作者に後継者はいない。

・耕作機械類の更新が難しい。前代からの機械を修理しつつ使用している中であって、機械類の故障が営農を中止する大きな理由となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻の生産を中心に、地域の営農活動の継続に向け、引き続き農作業の共同取り組みや機械の共同利用など集団化に繋がる取り組みを継続する。

・農作業の平準化の観点から、団地(ブロック)ごとに生産する品種の違いを設けるとともに作業のローテーション化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内であることを基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・耕作者の中での後継者の育成や新たな耕作者確保の取り組みを進めるとともに、農地の集積と団地化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・土地所有者は農地中間管理機構に預けることを基本とし、地域内の農業を担う者の経営意向を斟酌しながら、順次、中間管理機構による集積を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・圃場ごとの面積の拡大や用水路の改修、土壌改良など、必要に応じ協議を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・自治会活動など地域の活動を通じ、地域の次世代や退職者などへの日常的な声掛けを行う。また、近隣エリアの入り作農家などに継続的な声掛けを継続する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやサル等の出没に備え、対策の検討を進める。

⑦営農環境の保全等については、自治会活動や地域農業に関する話し合いの場などで協力を求め維持管理を図る。

⑧老朽化した農業用施設について、各種事業により維持管理を図る。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田市長 楫野 弘和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	土江地域 (土江中、土江奥)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 10 月 29 日 令和 7 年 1 月 21 日 (第 1 回) (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地域では、水稻を主要な生産物として耕作している。
- ・3名の認定農業者が農業に従事するなか、水稻の生産に従事しているのは2名であり、その他の圃場は近隣からの入り作農家を含む個人耕作者が従事している。
- ・一帯は、大型スーパーの出店や交通の便がよいなど生活環境に恵まれており、人口の減少は少ないエリアである。一方で、後継者のいない耕作者が多く、高齢化と後継者不足が進んでいる。
- ・令和5年まで多面的機能支払交付金事業取り組み団体が活動していたが、解散して以降は集団的な農業活動等は行われていない。
- ・圃場整備は昭和時代のものであり、整形された形状ではあるが、単位面積が1,000㎡～1,500㎡程度しかない。
- ・場所によって土質が悪く、大型の機械が入るとはまる箇所が多数ある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・池田上集落では、整形された大規模区画の利点を生かし、大型耕作機械により有機米を主要作物として生産するほか、個人が耕作している圃場を中心に、三瓶の在来種であるソバを生産している。
- ・池田町集落では、環境にやさしい有機農業により有機米を生産するほか三瓶ソバの産地化を進めるとともに、高い収益の見込める白ネギを含めた複合経営の確立に努めることとしている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	34.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内であることを基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・耕作者の中での後継者の育成や新たな耕作者確保の取り組みを進めるとともに、農地の集積と団地化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・土地所有者は農地中間管理機構に預けることを基本とし、地域の農業を担う者の経営意向を斟酌しながら、順次、中間管理機構による集積を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・圃場ごとの面積の拡大や用水路の改修、土壌改良など、必要に応じ協議を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・自治会活動や多面的事業活動などを通じ、地域の次世代や退職者などへの日常的な声掛けを行う。また、近隣エリアの入り作農家などに継続的な声がけを継続する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシやサル等の出没に備え、対策の検討を進める。 ⑦多面的機能支払交付金事業取組団体の設立を目指すとともに、営農環境の保全等の維持管理を図る。 ⑧老朽化した農業用施設について、各種事業により維持管理を図る。				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田市長 楫野 弘和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	川合中央地域 (吉永上、神領1、神領2、市、程原、南、鶴府、芋原、浅原、瓜坂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 3 月 31 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

川合中央地区は、農地は未整備地区のため、狭小かつ不正形な区画であることから、農業機械の大型化が図れない状況である。また、用排水路は老朽化しており、湿田により高収益作物の導入が困難な状況であることから、農業経営の安定化を図る農地整備事業を実施しており、区画拡大と水田汎用化を併せ行うことで、大型の農業用機械を導入するなど、営農効率の向上による経費の削減を図る。担い手については、個別認定農業者のほか、農地整備を契機に農業生産法人の設立、企業連携による地域営農を進めている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区内の認定農業者は大型機械による主食用水稻の生産を基幹作物として営農拡大を進める。集落営農法人は環境に配慮した水稻、露地野菜の生産や、白ネギ栽培による収益性の高い農業生産を進める。また、オーガニック野菜を生産する参入農業者と連携した取り組みも検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	54.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	34.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内であり、圃場整備済地または中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金の対象農用地等であることを基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
整備地は中間管理機構事業を活用して、大区画は認定農業者を中心に水稻、農業企業に応じた、集約化を図る。中区画農地は集落営農法人が水稻、露地野菜を中心に営農を行う。今後は集落営農と認定農業者との連携体制の構築を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ集積・集約化する。未整備地については、営農継続が困難な場合は農業委員及び農地利用最適化推進委員が機構活用を促す。
(3) 基盤整備事業への取組方針
現在、県営農地整備事業を実施している。併せて水管理の自動化や鳥獣被害防護柵の設置を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落営農の後継者の確保が必要であり、地域内の若い人材との連携を強化する。また、大田市への農業参入企業との連携による担い手確保につなげる。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害対策ではイノシシ柵やサル、シカ対策の電気柵の設置、管理を図る。
 ②有機水稻、有機野菜など付加価値の高い農業生産に取り組むなど、環境に配慮した農業生産を目指す。
 ③水管理の自動化や栽培管理のデジタル化を進める。
 ⑦地域環境の保全は、多面的機能支払を活用して維持管理を図る。
 ⑧有機農業など環境に配慮した農業を進めるための施設、機械の整備を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田市長 楫野 弘和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	川合町吉永地域 (向吉永、吉永上、吉永下、神領1、神領2、市)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 11 月 21 日 令和 7 年 1 月 30 日 (第 1 回) (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地域では、水稻を主要な生産物として耕作している。
- ・数名の認定農業者が農業に従事するほか、近隣からの入り作農家を含む個人耕作者が従事している。
- ・地域内は、多面的機能支払交付金事業取り組み団体が活動しており、継続的に営農環境の保全に努めている。
- ・水路の形状や堰の老朽化を原因として、毎年、エリアの中央部で水不足の状態が生じている。
- ・イノシシ、サル等の被害が深刻である。静間川を動線として移動しており、エリア一帯に被害を広げている。
- ・農道が狭く、一部、生活道路となっている箇所では農耕車と一般車との離合に困難が生じている。
- ・国道のバイパスがエリア内を通る予定であり、工事後の耕作条件の維持に向けた協議を進める。
- ・耕作者の高齢化と後継者不足が著しい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・耕作者が所有する機械類の状況から、引き続き水稻の生産を中心とする。
- ・地域の営農活動の継続に向け、農作業の共同取り組みや機械の共同利用など集団化に繋がる取り組みを検討する。
- ・農作業の平準化の観点から、団地(ブロック)や耕作者ごとに生産する品種・品目に違いを設けるとともに作業のローテーションを図る。
- ・多面的機能支払交付金事業活動等を通して、農作業の集団化や機械共同利用等の検討に向け、耕作者の話し合いの場を設ける。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	63.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	59.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内であり、圃場整備済地または多面的機能支払交付金の対象農用地等であることを基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・認定農業者等を中心に耕作者の中での後継者の育成や新たな耕作者確保の取り組みを進め、その他の耕作者との調整を図りながら農地の集積と団地化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・土地所有者は農地中間管理機構に預けることを基本とし、地域の農業を担う者の経営意向を斟酌しながら、順次、中間管理機構による担い手への集積を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・将来的な圃場整備を視野に入れつつ、圃場ごとの面積の拡大や用水路の改修、土壌改良など、必要に応じ協議を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・自治会活動や多面的事業活動などを通じ、地域の次世代や退職者などへの日常的な声掛けを行う。また、近隣エリアの認定農業者等に継続的な声掛けを継続する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやサル対策として、電気柵等の設置・管理を含む各種対策の検討を進める。

⑦地域環境の保全については、多面的機能支払交付金事業などを活用して維持管理を図る。

⑧老朽化した農業用施設について、各種事業により維持管理を図る。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田市長 楫野 弘和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	川合町地域 (程原・瓜坂・浅原・市場・野田原)
協議の結果を取りまとめた年月日	R6.7.30、 R6.8.26、 R6.9.24、 R7.2.12、 R7.2.25 (第1回) (第2回) (第3回) (第4回) (第5回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【市場・野田原集落】

・地域は農地整備された一団の農用地が連なっており、多面支払事業、中山間事業を活用して適切に農地が利用されている。農業生産は、水稻を中心に中山間集落協定の耕作者と近隣エリアの認定農業者により耕作されている。

・主たる耕作者は70才を超え、今後の営農継続や農地管理に不安が生じている。

【鶴府集落】

・未整備で急な傾斜を伴う圃場が連坦しており、集落協定の主たる耕作者により耕作維持と農地管理を行っているが、高齢化と後継者不在によりこれらの継続が困難な状況にある。

・隣接の自営地の国営整備農地では、酪農の認定農業者が牧草等の飼料作物の生産地として利用している。

【牛尻集落】

・未整備で傾斜を伴う圃場が連坦しており、認定農業者と集落協定の主たる耕作者により水稻を中心に耕作されている。

・集落協定の耕作者は高齢化が進み、地域の若手住民による農地利用への参加を検討している。

【瓜坂集落】

・未整備で緩傾斜を伴う一団の農地で水稻を中心に耕作されているが、耕作条件が悪く、保土管理等の遊休農地の増加が懸念されている。

・耕作者の高齢化が進むなか担い手確保に苦慮している。

・団地に入る橋梁幅員が狭く、大型機械を有する耕作者などの参入が困難な状況にある。

【全体】

・地域全体が山林に囲まれたエリアであり、イノシシやサルのほか、はシカを目撃情報も出始めた。対策は農地保全取り組み等を活用して対策を図っているものの、特にサル対策が追いつかない状況にある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【市場・野田原集落】

・農地整備済みの農用地については、水稻を中心に集落協定の耕作者と近隣エリアの認定農業者により営農継続を図る。

【鶴府集落】

・集落協定の利用者により耕作維持と農地管理を行い、地域計画の話し合いの継続により農地利用、保全対策を検討する。

・隣接の国営整備農地は酪農の認定農業者が飼料作物の生産地として引き続き利用する。

【牛尻集落】

・地域の認定農業者と集落協定内の若い利用者により、農業生産を継続する。

【瓜坂集落】

・集落協定の利用者により耕作維持、農地管理を行い、地域計画の話し合いの継続により農地利用、保全対策を検討する。

【鳥獣害】

・集落協定間の連携による、地域全体の鳥獣被害対策の検討に併せて放置果樹の撤去、防護柵の設置など集落一体の取り組みを進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	60.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	39.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 ・農地整備済地については、水稻生産の維持を基本として認定農業者を中心に耕作継続と集積を図る。 ・未整備地については、集落協定の主たる耕作者により耕作維持と農地管理を行いつつ、話し合いの継続により、担い手への農地利用と集積を検討する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 ・農地整備済地については、担い手の経営意向を斟酌しながら、中間管理機構による集積を進めていく。 ・未整備農地は今後の地域計画の話し合いにより、農地中間管理事業の活用を基本として地域内の農業を担う者への集積を検討する。
(3) 基盤整備事業への取組方針 ・未整備農地について、担い手に農地集積を行うには農地整備が必要であり、関係機関と農地保全や大型農機の利用可能な施設改良等について相談するとともに有効な対応策を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・多面支払や中山間協定の保全活動を通じて、更なる地域内の参加者を募るなど、農地維持に向けた、新たな農業者の確保を検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 耕作者や圃場の状況等を確認しつつ、必要に応じて労力軽減につながる作業や必要な機械を持たない作業を中心に活用の検討を進め、営農活動の維持に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやサル、シカ対策として、防護柵の適正管理や集落の一体的な取り組みを進める。
 ②⑨地域内の畜産農家と連携して、減肥料や飼料作物の生産利用など耕畜連携を検討する。
 ⑦地域環境の保全については、多面、中山間支払を活用して維持管理を図る。
 ⑧貸借利用が可能な農地整備を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田市長 楫野 弘和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	川合町出岡地域 (出岡)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月12日、 令和7年2月25日 (第1回) (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本地区は水田、畑地利用地が分散していたが、令和3年度に完了した農地整備事業による農地の集約化により畑地整備地は認定農業者が施設アスパラ、露地野菜の生産地として6割を集積され、水田は隣接の認定農業者が主に水稻生産を行っている。

・未整備地等については、主たる利用者が水稻、畑作物を生産している。

・整備農地は残石が多く、農業機械等に影響があることから、徐石を行う必要がある。

・生産規模拡大を目指す施設アスパラについては、資材高騰などにより、計画が立てられな状況にある。

・イノシシの対策は防護柵等に対応しているが、ハウス施設などにサル等の被害が出始めてる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・整備農地は農業生産法人が耕作を継続し、農地利用を図る。

・整備農地の自作農業者が耕作困難となった場合は、農地中間管理機構と連携して認定農業者による耕作の継続を図る。

・整備農地以外の農地については、主たる自営農業者を中心に耕作の維持を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内であり、中山間地域等直接支払交付金または、多面的機能支払交付金の対象農用地を基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・整備地については、農業生産法人が農地集積、集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地所有者は農地中間管理機構に貸し付けし、基本的に認定農業者が農地利用を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・整備後の農地の残石対策を早期に行政機関と連携して、進める必要がある。 ・地域全体の対策を基本として、鳥獣被害防護柵の設置を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・施設園芸の規模拡大を図るため、農林大学校や市の担い手センターと連携し、新規就農者の確保を進める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・耕作者や圃場の状況等を確認しつつ、必要に応じて労力軽減につながる作業や必要な機械を持たない作業を中心に活用の検討を進め、営農活動の維持に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ柵やサルの電気柵の設置、管理に取り組む。誘因作物の排除に努める。
 ②水稻生産者においては、環境に配慮した農業生産に取り組む。
 ③施設アスパラの生産の省力化を図るため、ロボット技術の導入や環境制御のスマート農業化を図る。
 ⑦地域環境の保全については、多面的機能支払を活用して維持管理を図る。
 ⑧農地利用の更なる高度化を進めるため、ハウス施設の拡大整備を計画的に進める。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田市長 楫野 弘和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	久利中央地域 (小山一・小山二・畑中一・畑中二・市ノ上・市ノ下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月29日 令和6年8月20日 令和6年9月25日 令和6年11月7日 (第1回) (第2回) (第3回) (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地域の担い手は(農)久利営農組合を中心としている。構成員は60歳代～70歳代の約20名の耕作者で構成されている。地域は高齢化が進むとともに後継者の確保が困難であることから、地元出身者のUターンのほか地域外からの新規参入者の確保・育成が課題である。

・一部で、令和5年度から6年度までを圃場整備事業の事業期間としており、約5haにおいて工事が進んでいる。耕作機械類は協同利用による整備前のものを使用しており、また、耐用年数も過ぎていることから、効率的な耕作を進めるには区画拡大に応じた機械類の更新が必要である。

・周囲の山林からのイノシシとサル被害が深刻である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・圃場整備実施エリアも含め、全域で水稻を基本とするが、排水の良い農地については、大豆生産やエゴマとカモミールの二毛作の取り組みも進める。また、露地野菜等の高収益作物の生産を検討しているが、新たな品目に取り組むにはそれに応じた機械類の確保や生産技術が必要であり、生産を担う後継者候補の育成、確保が重要である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	58.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内であり、圃場整備済地または中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金の対象農用地等であることを基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構への貸付を進めるとともに、(農)久利営農組合への農地の集積・集約化を基本としつつ、営農組合の農作業に支障がない範囲において農業を担う者により農地利用を進める。また、水稻の生産を基本としつつ団地(ブロック)ごとに違った品種を作付けすることにより、作業のローテーション化を進める。施設園芸農地については、イチゴの生産を維持するとともに、農地の改良、規模拡大を進めることとする。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・圃場整備地にあつては、農地中間管理機構に貸し付けるとともに、営農組合に集積・集約化する。また、イチゴ生産農家のハウス候補地選定についても配慮することとする。新たに斡旋された場合は、7年以上の貸借期間を設けることとする。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・水利施設が老朽化している。ポンプの更新や自動化が必要。今後は更新に合わせ、区画規模に適応した整備を検討する。また、圃場整備地外農地については、経営規模の拡大や生産作物の多様化を見据え、圃場整備の議論を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・多面的機能支払交付金活動や自治会、農村RMO活動などの機会を捉え、退職予定者や地域の次世代等に継続的に声掛けをするとともに、Uターン者の情報に際し関係者等に積極的にコンタクトをとる。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害対策では、イノシシ柵やサル、シカ対策となる電柵等の設置と管理を進める。また、不要果樹等の誘因作物は撤去する。

③水管理の自動化や畦畔除草ロボットの導入に向け検討を進める。

⑦地域環境の保全については、土地改良組合と連携して、多面的機能支払を活用して維持管理を図る。

⑧施設園芸経営体に関する設備の老朽化について、対応の検討を進める。また、集落営農法人の農地集積、後継者確保に併せた機械更新を計画的に進める。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田市長 楫野 弘和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	久利東部地域 (松代一、松代二、松代三、行恒一、行恒二)
協議の結果を取りまとめた年月日	R6.1.22、 R6.10.3、 R6.10.23、 R6.12.12、 R7.2.13 (第1回) (第2回) (第3回) (第4回) (第5回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・部分的に、昭和53年度に圃場整備を終えている。
- ・水稻が主要な生産物である。
- ・整備済地を中心に個人耕作者及び近隣エリアからの耕作者が参入して耕作しているが、個人耕作者が中心であり前世代から受け継いだ農地を、同様に受け継いだ耕作機械で耕作している。
- ・耕作者の高齢化や後継者不足が進行しており、水路の維持・管理、草刈りが困難になりつつある。
- ・イノシシやサルによる農作物被害が出始め、今後、拡大すると想定される。
- ・認定農業者による施設園芸作物として、イチゴとアスパラガスの生産に取り組んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・引き続き水稻の生産を基本とする。
- ・認定農業者による施設園芸作物の生産を継続する。
- ・高齢化・耕作者不足への対応として、新たな耕作者の確保やスムーズな耕作権の継承を可能とする体制づくりを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内であり、圃場整備済地または多面的機能支払交付金の対象農用地等であることを基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・地域内の農業を担う者の耕作者の中において、後継者育成や新たな耕作者確保の取り組みを進めるとともに、農地内の集積と団地化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地所有者は農地中間管理機構に預けることを基本とし、地域内の農業を担う者の経営意向を斟酌しながら、順次、中間管理機構による集積を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・圃場整備を終えたエリアは約40年以上が経過しており、再度の整備事業に向け検討を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・多面的機能支払交付金事業や自治会活動などを通じて、退職予定者や若手住民等への日ごろからの声がけを行う。また、認定農業者などの担い手について、地域内での育成の検討を進めつつ、近隣エリアからの参入を検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ、サルなどの侵入防止柵や電柵の設置など、地域による鳥獣被害対策を実施する。
 ③新たな技術の情報収集に努めるとともに、導入を検討し労力の軽減を図る。
 ⑦多面的機能支払交付金事業を活用し、営農環境の保全に努める。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田市長 楫野 弘和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	大屋地域 (高丸、迫川、菰口)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月22日、令和7年2月22日 (第 1 回) (第 2 回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・水稲が主要な生産物である。
・迫川集落協定として中山間事業に取り組んでいる。また、多面事業として迫川環境保全会、大屋町農地を守る会が活動している。
・昭和50年代に圃場整備を実施しているが、単位面積が小さく大型機械の導入が難しい。
・地域の過疎・高齢化が進むとともに、耕作者の高齢化や後継者不足が進行している。水路の維持・管理、農地や道路などの草刈りなど共同作業が困難になってきた。
・イノシシやサルによる農作物被害が深刻であり、高齢となった耕作者の耕作意欲を著しく阻害している。
・後継者不在の耕作者は、機械の更新など将来に向けた投資が困難であり、地域農業の将来像を描くことが難しくなってきた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・引き続き水稲の生産を基本とする。
・高齢化と後継者不在の対応として、退職者・Uターン者など新たな耕作者の確保やスムーズな耕作権の継承を可能とする体制づくりを検討する。
・中山間事業、多面事業を活用し、営農活動の継続を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内であり、圃場整備地または中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金の対象農用地とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・耕作者の中での後継者の育成や新たな耕作者確保の取り組みを進めるとともに、農地の集積と団地化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・土地所有者は農地中間管理機構に預けることを基本とし、地域の農業を担う者の経営意向を斟酌しながら、順次、中間管理機構による集積を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・新たな圃場整備に向けた希望は出ていない。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・多面的機能支払交付金事業や中山間事業、自治体活動などを通じて、退職予定者や若手住民等への日ごろからの声かけを行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者や圃場の状況等を確認しつつ、必要に応じて労力軽減につながる作業や必要な機械を持たない作業を中心に活用の検討を進め、営農活動の維持に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ、サルなどの侵入防止柵や電柵の設置など、地域による鳥獣被害対策を実施する。
 ③新たな技術の情報収集に努めるとともに、導入を検討し労力の軽減を図る。
 ⑦多面的機能支払交付金事業を活用し、営農環境の保全に努める。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田市長 楫野 弘和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	三久須 (三久須)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月12日、令和6年7月29日、令和6年12月25日、 (第 1 回) (第 2 回) (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・中山間地域に位置していて急傾斜地が多く、農用地の狭さと厳しい耕作条件がある。
- ・令和元年6月に地主27名を構成員として、大田市水上町三久須土地改良区を設立。農地整備を開始。令和3年に地域住民22戸で営農組合、令和4年には同メンバーで農事組合法人みくすを設立した。
- ・現在の法人メンバーは、21戸44名。このうち農業従事者は11名。70歳以上の農業従事者は7名。
- ・栽培作物は水稻、白ネギ、エゴマ、カモミール、大豆。畜産部門では、母牛を3頭所有。水田放牧を実施。
- ・法人を設立し、共同で農地管理を骨組みは整いつつあるが、高齢化率が高い。
- ・公道からのアクセスの難しい農用地は放棄されつつあるが、公道に面している農地は整備を進めている。
- ・現在、農業機械は個人の所有物を利用している。
- ・将来の作業委託や農機購入に備え、積み立てを少しずつ進めている。
- ・彩百景株式会社については、施設園芸野菜として主にアスパラの生産に取り組んでいる。
- ・畜産農家において、和牛の生育に取り組んでいる。
- ・中山間事業と多面事業に取り組んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要農産物とし、水田園芸としては県の推進6品目のいずれかに取り組んでいく。地域の土壌、気候条件、収支のバランスなどから検討はしているが、具体的品目や栽培方法については未定。
- ・他のエリアとの広域連携を模索中。
- ・畜産については、親牛を6頭に増頭するのが目標であり、水田放牧拡大の可能性を検討する。
- ・水田園芸に取り組んでいるが、利益がでない。単独での設備投資が難しく、広域連携等を少しずつ取り入れていきたい。
- ・引き続き、彩百景株式会社において施設園芸野菜の生産に取り組んでいく。
- ・引き続き、畜産農家において和牛の生育に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	34.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内であり、圃場整備地または中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金の対象農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・認定農業者などの担い手育成の検討を進めつつ集積・集約化を図るとともに、個人も含めた農業を担う者で調整し集積を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を利用して、農地の集約と整備を進めている。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・大田市水上町三久須土地改良区として取り組んでおり、令和7年度には整備工事が終了し、換地を始める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・法人の経営体系の確立が道半ばである。後継者は殆どの組合員宅で見込みは立っておらず10年後の見通しは厳しい。自治会活動や多面的事業活動などを通じて、将来の担い手確保に努めていきたい。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・水稻ヘリコプター防除(ノーサイ)、水稻刈取り・乾燥・粃摺り(下瀬戸営農組合)、白ネギ出荷調整(JAおおち)、白ネギ肥料散布(ほなみ)、エゴマ刈取り(はね営農組合)

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ、サル対策として、整備地には全てメッシュ柵を設置。大豆畑は助成金を利用し、電柵を設置。
 ②化学肥料を減らし、その分堆肥を導入。
 ⑦地域で一斉草刈り日を実施。
 ⑨地域内の圃場への堆肥の供給と生産されるワラの利用について検討を進める。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田市長 楫野 弘和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	水上町本郷地域 (本郷上・本郷下・荻原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 2 月 20 日 (第 1 回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地域内は昭和後期に圃場整備を終えているが、区画規模も小さく、水路の老朽化により維持管理に苦慮している。
・水稻を主要な生産物とし、自営認定農業者により、農業生産は維持されているが、多面的組織や中山間支払い取組を活用して、地域全体での農地維持、施設管理、営農継続を図っている。
・中心的な担い手の認定農業者も高齢化に伴い、後継者育成が必要となっており、隣接する集落営農法人や営農法人との広域連携を進める取組を検討している。
・法面除草は地域営農の継続の大きな課題となっており、除草管理の省力化が急務となっている。
・鳥獣被害対策は行っているが、集落人口も減少していることから、サルなど被害対策が追いつかない状況にある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・認定農業者を中心に保全組織と連携して、環境に配慮した水稻生産を進め、併せてキャベツ等の複合経営により農業所得の向上を図る。
・耕作者不在となった圃場について、認定農業者や中山間協定を中心に地域内の耕作者が引き受けることを基本とし、営農活動の継続を図る。
・後継者の確保や除草管理の省力化に向けた、農地条件の改善や担い手の広域連携による共同化を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	69.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	65.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内であり、中山間地域等直接支払交付金または、多面的機能支払交付金の対象農用地を基本とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・水稻生産が可能な整備農地は基本的には認定農業者に集積を進め、保全組織と連携して耕作維持を図る。 ・耕作継続のため、隣接エリアの担い手の連携による、農地集積、集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・土地所有者は農地中間管理機構に預けることを基本とし、地域内の農業を担う者の経営意向を斟酌しながら、順次、中間管理機構による集積を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・農地の大型畦畔化によるトラクタ除草管理による省力化や老朽化した水利施設の更新整備を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・多面的事業活動、中山間事業活動などを通じ、地域の次世代や退職者などへの日常的な声掛けを行う。また、近隣エリアとの一体的な取組みによる後継者の確保・育成を検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者や圃場の状況等を確認しつつ、必要に応じて労力軽減につながる作業や必要な機械を持たない作業を中心に活用の検討を進め、営農活動の維持に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやサル対策として、電気柵等の設置・管理を進め、地域一体的な防除対策を進める。
 ②減農薬栽培を基本として、地域内堆肥の活用を図る。
 ⑦農地保全組織や土地改良区と連携して、畦畔改良による機械除草化を検討する。
 ⑧老朽化した農業用施設について、各種事業により維持管理、補修等を計画的に進める。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田市長 楫野 弘和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	祖式地域 (矢滝、上町、下町、向川、上瀬戸、下瀬戸、伊勢階、山中)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 10 月 2 日 令和 7 年 1 月 24 日 (第 1 回) (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地域内は昭和58年度を初年度として圃場整備を終えているが、水路を始めとする各施設に経年劣化が起きている。
 ・水稻を主要な生産物とし、中山間集落協定、多面的組織を中心に、耕作者同士で連携を取りながら営農活動を進めている。
 ・地元耕作者の高齢化と後継者不足が深刻であり、耕作者不在の圃場が出た場合は協定内で対応するほか、近隣地区から認定農業者を中心とする耕作者が参入して耕作している。
 ・地元耕作者は、前世代から受け継いだ農地について、同様に受け継いだ機械で耕作している状況が多く、次世代の転出や機械の更新が困難な状況などから将来展望を描くことが難しい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・現在所有している機械類の状況から、引き続き水稻の生産に取り組んでいく。
 ・耕作者不在となった圃場について、中山間協定を中心に地域内の耕作者が引き受けることを基本とし、新たな耕作者の確保は入り作農家の受け入れを中心とする。合わせて、営農活動の継続に向け、農作業の共同取り組みや機械の共同利用など集団化への検討を進める。
 ・耕作放棄地の発生防止の観点からも、耕作者の確保を優先課題として取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	45.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内であり、圃場整備地または中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金の対象農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・耕作者不在の圃場について、地域内耕作者の中での後継者の確保のほか、近隣エリアからの耕作者の参入を図るとともに農地の集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・土地所有者は農地中間管理機構に預けることを基本とし、地域内の農業を担う者の経営意向を斟酌しながら、順次、中間管理機構による集積を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現在のところ新たな整備の予定はない。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・自治会活動や多面的事業活動、中山間事業活動などを通じ、地域の次世代や退職者などへの日常的な声掛けを行う。また、近隣エリアで経営の拡大を考えている耕作者の参入を検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやサル対策として、電気柵等の設置・管理を進める。

⑦地域環境の保全については、多面的機能支払を活用して維持管理を図る。

⑧老朽化した農業用施設について、各種事業により維持管理を図る。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田市長 楫野 弘和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	飯谷地域 (上飯谷・下飯谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年9月19日、令和6年1月21日、令和6年12月25日 (第 1 回) (第 2 回) (第 3 回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水稻を主要な生産物とし、ソバやえごまの生産にも取り組んでいる。
- ・地域の担い手である農事組合法人やまべを中心に耕作を進めているが、構成員の平均年齢は70歳を超えており、後継者の確保が急がれる。退職年齢が65歳になり年金受給年齢も引き上げられたことから、以前のように退職者への世代交代が難しくなっている。
- ・法人が所有する機械類も、老朽化が進んでいる。更新の時期を迎えているものについては、資金的にすぐには対応が困難な状況。
- ・昭和50年より圃場整備を実施しているが、勾配のある谷筋に連坦していることから法面が高く水路も長距離であり、耕作や草刈り、水管理に大きな労力を要する。
- ・周囲を山に囲まれており、サル、イノシシなどの鳥獣被害が深刻である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・所有している機械類や構成員の経験から、引き続き水稻の生産に取り組んでいく。団地(ブロック)ごとに生産する品種に違いを設け、農作業のローテーション化と平準化を図る。
- ・ソバ、えごまについても引き続き生産に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内であり、圃場整備地または中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金の対象農用地とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・圃場整備地については、農事組合法人やまべが担うこととし、集積を終えている。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・圃場整備地については、貸借契約が終了する際は、農地所有者は農地中間管理機構に貸し付けるとともに、原則、農事組合法人やまべが継続して農地を借り受けることとする。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・昭和50年代より圃場整備事業を実施した。新たな整備計画はないが、近年は、用排水施設などの農業用施設において老朽箇所の補修が続いている。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・(農)やまべの後継者確保が急がれる。退職年齢の上昇から退職者を取り込むことは容易ではなく、構成員の家庭でも次世代の不在が多くを占める。多面的機能支払交付金事業や自治会作業などの際に、地域の若手住民に農業の魅力や環境維持に向けた効果などアピールすることとする。また、県内外での相談会や各種サイトで就農希望者を向けに情報発信するなど、市(担い手支援センター)、農業委員会、JA等と連携した取り組みを実施する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者や圃場の状況等を確認しつつ、必要に応じて労力軽減につながる作業や必要な機械を持たない作業を中心に活用の検討を進め、営農活動の維持に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ柵やサル、シカ対策の柵類の設置、管理に取り組む。誘因作物の排除に努める。
 ⑦地域環境の保全については、中山間直接支払活動、多面的機能支払活動、自治会活動などに際し、地域住民に声掛けをしつつ維持管理を図る。
 ⑧老朽化した用排水施設の修理など、農業施設の更新が必要である。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大 田 市 長 楫 野 弘 和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	大代町大家地域 (山田・八反田・本郷・柿田・椿・四日市・植松)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 2 月 2 日 (第 1 回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【山田・本郷・八反田集落】

- ・農地地滑りの地域であり、関連した農地整備事業が実施されている。棚田農地が団地を形成して谷ごとに点在している。
- ・水稻を主要な生産物とする。集落協定を基礎として設立した集落営農組合が設立されており、耕作が困難となった農地は本組合が生産継続や農地管理を行っている。
- ・集落営農組合は高齢化が進んでいる。圃場は勾配のある谷筋に連坦していることから法面が高く水路も長距離であり、耕作や草刈り、水管理に大きな労力を要する。
- ・繁殖和牛経営を営む認定農業者が、耕作が困難となった農地に飼料用作物の生産を行っている。
- ・周囲を山に囲まれており、サル、イノシシなどの鳥獣被害が深刻である。
- ・地域内には国営団地があり、繁殖和牛の認定農業者が自営地に牧草生産を行って、農地利用が図られている。

【柿田集落】

- ・地域は自作利用者が中心の一団の農地だが、耕作者の高齢化により遊休化が進んでいる。また、多面、中山間の組織により、農地管理はされてきたが、組織の継続も困難となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・急傾斜地域の農地は地域防災の観点からも、集落協定が中心となって、引き続き水稻の生産に取り組んでいく。
- ・八反田地区の緩傾斜地については、集落営農や認定農業者により、水稻、飼料用作物の生産により農地維持を進め、国営団地についても畜産経営認定農業者により、引き続き牧草等の生産維持を図る。
- ・水稻生産者と畜産農家の連携を強化し、稲ワラや牛糞の利用など、連携した取り組みによる耕畜連携を強化する。
- ・柿田地区は、引き続き話し合いを継続するなかで、集落維持を目指した農地利用を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	41.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内であり、中山間地域等直接支払交付金または、多面的機能支払交付金の対象農用地を基本とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・圃場整備地については、集落協定を主として、集落営農組合と連携して農地利用と集積を図る。 ・飼料作物の生産可能な農地は認定農業者により農地利用と集積を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地所有者は農地中間管理機構に貸し付けるとともに、水稻生産地は集落営農組合、集落協定の主たる生産者が借り受ける。また、飼料作物生産可能な農地は畜産農家が借り受ける。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・畜産農家が借り受ける場合は農地の排水対策が必要となる
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・多面的機能事業活動や中山間事業活動、自治会作業などの際に、地域の若手住民に農業の魅力や環境維持に向けた効果などアピールすることとする。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者や圃場の状況等を確認しつつ、必要に応じて労力軽減につながる作業や必要な機械を持たない作業を中心に活用の検討を進め、営農活動の維持に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ柵やサル、シカ対策の柵類の設置、管理に取り組む。誘因作物の排除に努める。
- ⑦地域環境の保全については、多面的機能支払活動中山間直接支払活動、自治会活動などに際し、地域住民に声掛けをしつつ維持管理を図る。
- ④⑨畜産農家と連携した、地域内資源の活用を進め、飼料作物の生産可能な農地の整備により、地域内飼料の生産による、農地管理を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田市長 楫野 弘和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	宅野地域 (久年、大原、向山、タ永)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 7 月 3 日 令和 6 年 11 月 26 日 (第 1 回) (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・主食用水稻のほか、高収益作物としてキャベツの生産に取り組んでいる。
 ・地域の担い手である宅野集落営農組合を中心に耕作しているが、構成員の高齢化に伴い後継者の確保が求められている。
 ・昭和50年代から4地区(羽根田、久年、上大原、下大原)は圃場整備がされているが、古い規格であったことから圃場面積は小規模であり、水路等の老朽化が進んでいる。同地区ではR5年度に暗渠排水の整備を行っている。
 ・高齢化が進むなか、傾斜地での長大な法面の草刈りに多大な労力を要する。
 ・周囲を山に囲まれており、獣害(サル、イノシシ、ヌートリア)が深刻。シカも出始めている。
 ・圃場内を流れる河川の堤が損壊しており、数件の圃場で水が逆流する状況である。県河川であり、修理希望を出しているが、着工の見込みはない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・主食用水稻の生産を継続するとともに、異なる品種ごとにブロック化することにより農作業の平準化を図る。またキャベツの生産に取り組む。
 ・任意組合を法人化するとともに、圃場整備済区域において少人数で管理するため、大型の機械類やスマート農業の導入を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内であり、圃場整備地または中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金の対象農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・今後、宅野集落営農組合が法人化されるに合わせ、個人の農地も含め集積・集約化していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地所有者は、農地を農地中間管理機構に貸し付けていくとともに、原則、宅野集落営農組合が継続して農地を借り受けることとする。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・平坦部の農地を中心に、法人化の後に区画の拡大について検討する。また、キャベツなど露地野菜の生産に併せて畑地化も検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・法人化を進め、雇用就農も含めた、宅野集落営農組合の後継者確保が必要。多面的機能支払交付金事業活動や自治会活動などの中で地域の若手の発掘を進めたり、市(担い手支援センター)や農業委員会、JA等と連携した取り組みを実施する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやサル、シカ対策としての柵類の設置、管理に取り組む。誘因作物の排除に努める。
 ②水稻のブランド化を進め、減農薬、減肥料を基本として、有機栽培などの生産に向けた取り組みを検討する。
 ③水管理の自動化や畦畔除草ロボットの導入を検討し、作業の効率化と経費の節減を目指す。
 ⑦地域環境の保全については、中山間直接支払、多面的機能支払を活用して維持管理を図る。
 ⑧老朽化した用排水施設の整備など、農業施設の整備が必要である。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田市長 楫野 弘和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	仁摩地域 (大井手、栄、東山、八幡、宮村上、宮村下、草木原、和田、川西)
協議の結果を取りまとめた年月日	R5.6.1、 R6.11.18、 R6.11.20、 R6.12.9、 R7.1.27、 R7.1.28、 R7.2.3 (第1回) (第2回) (第3回) (第4回) (第5回) (第6回) (第7回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・圃場整備済地と区画整理済地、未整備地に大別される。
- ・地域全体において水稻を主要な作物として生産している。また、草木原集落では露地野菜の生産に取り組んでいる。
- ・全体として地元の個人耕作者が中心となるが、圃場整備済地と区画整理済地ではエリア外から認定農業者が参入して耕作している。
- ・地元の耕作者を中心に高齢化と後継者不足が進行しており、不耕作地が増加するとともに水路の維持・管理、草刈りが困難になりつつある。
- ・イノシシやサルによる農作物被害が進行しており、今後はさらに拡大すると想定される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・耕作者の所有する機械類の状況から、引き続き水稻の生産を基本とする。合わせて、露地野菜も継続的に生産に取り組む。
- ・高齢化と後継者不足への対応として、新たな耕作者の確保やスムーズな耕作権の継承を可能とする体制づくりを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	64.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内であり、圃場整備済地または多面的機能支払交付金の対象農用地を基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地域内の農業を担う者の耕作者の中での後継者育成や新たな耕作者確保の取り組みを進めるとともに、農地の集積と団地化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地所有者は農地中間管理機構に預けることを基本とし、地域内の農業を担う者の経営意向を斟酌しながら、順次、農地中間管理機構による集積を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・将来の耕作状況を見据え、基盤整備の必要性についての議論を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・多面的機能支払交付金事業や自治会活動などを通じて、退職予定者や若手住民等への日ごろからの声がけを行う。また、認定農業者などの担い手について地域内での育成の検討を進めつつ、近隣エリアからの参入を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシ、サルなどの侵入防止柵や電柵の設置など、地域による鳥獣被害対策を実施する。 ③新たな農業技術の情報収集に努めるとともに、導入について検討し労力の軽減を図る。 ⑦多面的機能支払交付金事業を活用し、営農環境の保全に努める。				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田市長 楫野 弘和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	湯里地域 (本郷・甲組・乙組・清水)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月17日、 令和7年2月22日 (第1回) (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地域の圃場は、山間部の西田地区から海岸に伸びる谷あいの平地に展開している。
・一部で土地改良法以前の区画整理が行われているが、土地改良事業は未実施である。
・周囲が山に囲まれており獣害が顕著である。これまでのイノシシ被害は柵を巡らすなどの対策をとってきたが、近年はサルが進入し始め、従来の方法では防御が困難である。
・以前から「湯港水稻生産組合(任意組合)」を組織し機械の共同利用を進めてきた。組合員の高齢化と離農が進むなか、地域全体の圃場面積14haを兼業農家や退職者が中心となって耕作してきた。退職年齢の引き上げにより退職者が後継者になりにくい状況となったが、多面的機能取組団体と生産組合を中心に取り組みを継続している。
・地域の特産農産物として、西条柿の生産もされているが、同様に生産者は減少している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻の生産が中心となる。品種の違いによるブロック化を図ることにより、農作業の平準化を図る。
・中間エリアに点在する地域特産の西城柿については、生産者の育成・確保を進め、産地の維持を図る。
・海岸部の農用地については、大型機械の侵入が困難なことから、地域外の担い手が参入できるように、進入路の幅員の拡大など、他の生産者が参入しやすい耕作条件への改善を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内であり、中山間地域等直接支払交付金または、多面的機能支払交付金の対象農用地を基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・多面的事業の構成員や生産組合の耕作者が中心となり、農業を担う者間で調整し集積を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・土地所有者は農地中間管理機構に預けることを基本とし、地域の農業を担う者の経営意向を斟酌しながら、順次、中間管理機構による集積を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・圃場整備の可能性や有効性等について話し合うことにより、営農活動の継続に向けた可能性の検討を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・多面的機能支払交付金事業や自治体活動などを通じて、退職予定者や若手住民等への日ごろからの声かけを行い、生産組合の構成員や地域内の農業を担う者の充実を図る。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・耕作者や圃場の状況等を確認しつつ、必要に応じて労力軽減につながる作業や必要な機械を持たない作業を中心に活用の検討を進め、営農活動の維持に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやサル対策として、鳥獣防護柵や電気柵等の設置・管理を進める。

②需要に応じて、環境に配慮した減農薬等による水稻生産を進める。

⑦地域環境の保全については、多面的機能支払事業を活用して、自治会全体での体制により、非農家参加型の集落保全の仕組みを維持する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大 田 市 長 楫 野 弘 和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	温泉津町西田地域 (町・机原・郷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 8 月 28 日 (第 1 回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地域は水稻生産が主の急傾斜の「つなぐ棚田遺産」に認定を受け、伝統農法のハデ掛け技術を保存会により維持することで、棚田の営農、景観保全活動に集落で取り組んでいる。一方、集落の高齢化により、自営農家で支えられた地域営農が困難な状況にあり、地域計画の策定に併せて、多様な取組による、集落を維持する営農を進める必要がある。また、酒米づくりによる都市交流活動に取り組んでおり、関連企業や関わり合い人口の拡大による、農業生産の維持、農地利用の検討を進めている。

・イノシシ、サルなどの鳥獣被害の対応が困難の状況にあり、被害が増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

特色あるハデ干し米などの地域特性を活かした、米づくりに取り組むとともに、ブランド米として販売強化を図る。また、酒米生産の維持に向け、酒造会社や都市交流団体との連携を強化した、営農スタイルを進める。

また、中山間支払組織を中心として、多様な関係者が連携する、営農組織の設立による、農村集落の維持を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内であり、中山間地域等直接支払交付金または、多面的機能支払交付金の対象農用地を基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
中山間支払取組組織の農業者が中心となって、地域交流団体等の多様な関わり合いによる、地域営農組織を立ち上げ、農地の集積、集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
中山間支払取組農地においては、自営農家が耕作が出来なくなった場合は、農地中間管理機構を活用して、組織の中心農業者が集積管理しつつ、営農組織設立に併せて農地中間管理機構による農地集積を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地域は土羽と石積の棚田であり、景観に配慮した、法面整備や水路整備を検討する。また、山間部の農地の荒廃により、落防災を考えた、基盤整備の取組みを検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・中山間支払や多面支払の活動を通じて、棚田保全活動や都市交流活動への関わり合いを進めることで、組織営農の体制を検討する。また、酒米生産で連携している、酒造会社との農業生産も検討する。 ・主たるに農業者には後継者がおり、徐々に農作業への参画を進める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者や圃場の状況等を確認しつつ、必要に応じて労力軽減につながる作業や必要な機械を持たない作業を中心に活用の検討を進め、営農活動の維持に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ柵やサル対策の柵類の設置、管理に取り組む。誘因作物の排除に努める。
 ②減農薬、減肥料を基本として、水稻生産による主食水稻、酒米生産に取り組む
 ⑦地域環境の保全については、中山間直接支払、多面的機能支払を活用して維持管理を図る。また、棚田景観の保全について、若き関係人口の拡大を進める。
 ⑧棚田景観の保全と合わせた農地環境の整備及び都市交流活動に継続を進める。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田市長 楫野 弘和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	温泉津町上村地区 (上村西)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 12 月 26 日、 令和 7 年 1 月 22 日 (第 1 回) (第 2 回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地域の西側団地は中心的な利用者が農地を引き受ける意向だが、地域内の不在地主農地の遊休農地の解消が課題となっている。また、東側団地は自作地等の耕作はあるものの、大部分が荒廃化しており、解消に向けた検討が急務となっている。

・耕作者も減少しており、現耕作者の家族内での後継者育成や地域共同の営農も検討が必要。

・地域はイノシシ、サル等の鳥獣被害があり、地域全体としての取組が不可欠である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・西側団地エリアは主食用水稻を主要作物として、需要に応じた複数品種の栽培や無化学肥料や減農薬の生産等の環境に優しい農業生産を進める。

・東側団地エリアは荒廃農地の解消に向け、飼料作物等の多様な活用を検討し、地域外畜産農家等と連携して、農地利用を検討する。

・活用可能な所有者不明農地等は、市、農業委員会へ相談し、耕作再開に向けて進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内であり、以前に多面的機能支払交付金の対象農用地であった圃場を基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・西側団地は地域の主たる利用者が農地中間管理事業による貸借を進め、遊休農地は要因を調査し、対策を検討し、利用可能に併せて集積する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・西側団地全体を農地バンクに貸付、主たる利用者や土地所有者の意向を踏まえ、段階的に集積を進める。 ・東側団地は地域計画の取組みを更に進め、課題解決や遊休農地解消に併せて段階的に活用を検討する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・地域内の主たる利用者には後継者がいることから、後継者の農業生産への関わりあいを進め、その他の耕作希望者を地域内での確保により、地域営農の共同化を検討する。 ・東側団地は、農地再生に併せて多様な活用者について、担い手支援センター等へ相談し、活用者を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内の主たる利用者には後継者がいることから、後継者の農業生産への関わりあいを進め、その他の耕作希望者を地域内での確保により、地域営農の共同化を検討する。 ・東側団地は、農地再生に併せて多様な活用者について、担い手支援センター等へ相談し、活用者を検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者や圃場の状況等を確認しつつ、必要に応じて労力軽減につながる作業や必要な機械を持たない作業を中心に活用の検討を進め、営農活動の維持に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

① 集落の一体的な鳥獣被害対策を進め、老朽化した防護柵の点検整備や放置果樹の対応も進める。
 ② 今後が必要が見込まれる、減農薬水稻「つや姫」等の生産への意向を進める。
 ⑦ 地域の後継者の育成に併せて農地保全組織による活動取組みを検討する。
 ⑨ 隣接地区の畜産農家との連携を進め環境保全型農業の拡大に併せて連携を進める。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田市長 楫野 弘和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	温泉津町井田地域 (隅田・上井田・境橋・菰口・上中荻・津渕・横道・福田・殿村・中正路・城郷・太田一・太田二)
協議の結果を取りまとめた年月日	R6.2.27、 R6.3.28、 R6.5.23、 R6.6.6.4、 R6.8.28、 R7.2.10 (第1回) (第2回) (第3回) (第4回) (第5回) (第6回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・中山間集落協定が5協定、多面的支払交付金事業取組団体が7団体ある。中山間集落協定を中心に、組織の広域化の検討など地域農業の継続に向けた協議を進めている。

・複数の認定農業者が営農活動の中心となっている地域であり、中山間事業の協議と歩調を合わせ、地域農業の継続に向けた協議を進めている。

・全域的に水稻を主力作物として生産している。

・複数の畜産農家が和牛を生産しており、旧来よりワラと堆肥が活用されている。

・施設園芸作物としてアムスメロン・レタスの生産に取り組んでおり、生産組合による共同出荷が行われている。

・主に水稻の耕作者において高齢化と後継者不足が進んでいる。

・土地所有者が不在地主であるケースが増加しており、改良区の運営や環境の維持に向けた将来の見通しが難しくなってきた。

・昭和50年代の圃場整備であり、区画当たりの面積が小さく、畔や水路なども老朽化が進んでいる。

・サル、イノシシなどの獣害がひどく、防護柵の設置やメンテナンスに多大な労力を要する。

・圃場が傾斜地にあつて法面が連続するとともに遠距離から水を引いていることから、草刈りや水路のメンテナンスに労力を要する。

・地域の人口減少から、共同で行ってきた作業ができなくなりつつある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻、和牛、アムスメロンなどの生産を基本とする。水稻と和牛は、耕畜連携のスタイルを継続することとする。担い手への農地の集積・集約化や中山間事業の広域化の検討を進めるとともに水稻の生産継続を図り、団地(ブロック)ごとに違った品種を作付けすることにより、作業のローテーション化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	153.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	111.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内であり、圃場整備済地または中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金の対象農用地を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・担い手への集積を基本としつつ、新たな耕作者確保の取り組みを進めるとともに、中山間事業の耕作者等を含め農地の集積と団地化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地所有者は農地中間管理機構に貸し付けていくとともに、担い手及び、担い手の農作業に支障のない範囲における農業を担う者による農地利用を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・エリア内には昭和50年代に圃場整備を実施した圃場が含まれている。用排水施設など農業施設について老朽箇所の補修が続いている。小規模区画が多く、大区画化に向けた再整備の検討の必要がある。 ・福田、横道集落において、4.3haで圃場整備事業を実施中。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・耕作者の減少が続くなか、井田の農業を一体的なものとして考える時期にきており、認定農業者の取り組みや各種組織の広域化等に向けた議論を進めている。この動きを継続していくとともに、中山間地域等交付金活動、多面的機能支払交付金活動や自治会活動等を通じて、退職予定者やUターン者、地域住民等への農業参入に向けた日ごろからの声がけを行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域ぐるみでイノシシやサル、シカ対策の柵類の設置、管理に取り組む。誘因作物の排除に努める。
 ③水管理の自動化や畦畔除草ロボット等の導入による作業の効率化と経費の節減について検討する。
 ⑦地域(農業)環境の保全については、中山間直接支払活動、多面的機能支払活動、自治会活動等を活用して維持管理を図る。
 ⑧老朽化した用排水施設の修理など、農業施設の更新が必要である。
 ⑨地域内外の畜産農家と連携し、堆肥やワラの活用について検討を続ける。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大 田 市 長 楫 野 弘 和

市町村名 (市町村コード)	大田市 (322059)
地域名 (地域内農業集落名)	福光地域 (林・市・森分・湊)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 3 月 1 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

福光地区の、林集落においては、農地整備事業の実施に伴い設立された「農事組合法人ふくみつ」が整備地の農地を集積して水稻、白ネギを中心に営農を行う。また、市、箱坂集落は近隣の2者の認定農業者により水稻の営農が図られている。また、湊地区でも認定農業者により営農されているが、未整備地も多いことから効率化が図られていない。森分地区では、未整備で不耕作地も多いことから、農地活用の検討が必要。集落営農においては、今後のオペレーターの育成が必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落営農法人では水稻を基本としつつ、シロネギなどの高収益作物の生産に取り組んでいる。認定農業者の一人は水稻と飼料用作物、もう一人の認定農業者(農業生産法人)は水稻とキャベツの複合経営を行うなど、安定生産に取り組んでいる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内であり、圃場整備済地または多面的機能支払交付金の対象農用地を基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
未整備地では、作物によって団地内の集積を検討する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
福光地区において、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
森分集落は未整備地であることから、目標の達成に向け担い手、地権者と整備について検討を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
定年を迎える農業経験者について、多面支払活動を中心に今後の主力となるよう、日ごろからの声かけを行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①侵入防止柵や電柵の設置など、地域による鳥獣被害対策を実施する。(森分) ②減農薬、市内堆肥の活用を進め、経営経費の削減による所得確保を進める。(福光) ③新たな技術の情報収集に努めるとともに、導入を検討し労力の軽減を図る。 ⑦土地改良区の活動や多面的機能支払を活用し、農地、施設管理、保全に努める。 ⑧シロネギの拡大や需要に応じた米の生産に向け、育苗ハウスの設置を検討する。									